

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月12日(水) 午前9時58分から午前10時20分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 22人

会長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員

9番 野口 國治 委員 10番 安田 公彦 委員 11番 高橋 英和 委員

12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員

15番 中西 公仁 委員 16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員

18番 片岡 泰助 委員 20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員

23番 難波 朋裕 委員 24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 1人

4番 松本 一夫 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 田邊 洋樹 委員 7番 山本 義弘 委員 9番 野口 國治 委員

22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第6号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長 吉井 正二 事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹

事務局主幹 林 孝子 事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子

事務局主任 宮本 幸典 事務局主任 大橋 浩直 事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時58分)
事務局 塩津副参事	皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から4月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和5年4月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は22名です。 在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号7番山本義弘委員と議席番号8番山地康弘委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大橋主任と田中副主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて11件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が10件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から11番について調査票をもとに説明】 3番については所有権移転の案件ですが、現地を確認したところ、申請地に隣地への進入路が無断で設置されており、倉敷東地区協議会で審議しましたが、申請地の状況に疑義が生じているため来月まで保留、とのご意見でした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、3番については保留、その他の案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の11件ですが、3番については保留、その他の案件については、農地法第3条第2項

	<p>各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第1号の、3番については保留、その他の1番から2番及び4番から11番までについて、許可、と決定いたします。</p> <p>続きまして、4頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に2件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました2件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番と2番について許可、と決定します。 続きまして、5頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から9頁にかけて20件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました20件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた20件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p>

	<p>この20件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の20件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から20番については許可、と決定します。 続きまして、10頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、田邊委員、山本委員、野口委員、井上委員、に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (田邊委員、山本委員、野口委員、井上委員 退席) それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】 林でございます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、10頁から28頁にかけて99件の貸借権設定及び2件の所有権移転が、農業委員会に提出されました。 まずは貸借についてご説明いたします。権利の種類の内訳は、賃貸借が39件、使用貸借が60件でございます。 利用期間の更新は25件、更新切れを含む新規は74件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが36件、農地所有適格法人によるものが1件、一般法人によるものが2件、その他は個人でございます。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。 次に、28頁の所有権移転についてご説明いたします。 本件は公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が行う農地売買等事業による所有権移転でございます。 この（農地売買等）事業は、農業経営基盤強化促進法第7条に基づき公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が実施する事業で、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が農用地等及び農業用施設等を買入れ、認定農業者等に売渡しを行うことで、農業経営の規模拡大、農地の集約化を促進する事業でございます。 土地の所在は船穂町柳井原ほ場整備区域内でございまして、令和4年3月24日付で換地処分された農地でございます。 1番につきましては、現在の所有者である一般社団法人倉敷市船穂農業公社から公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が買い入れるものでございます。 また、2番につきましては、担い手である農家へ売り渡すものでございます。</p>

所有権の移転を受ける者は総社市にお住いの■■■■氏でございますが、本件農地ではぶどうの栽培を予定しておられます。引き渡し時期は令和5年4月25日でございます。

また、当該事業の定める基準を満たしており、書類上の不備もございませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、貸借及び所有権移転の全て承認が相当と判断いたします。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、

全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。事務局、4名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた4名の委員に報告いたします。

議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、29頁をご覧ください。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】

成田でございます。説明させていただきます。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ですが、29頁の1番をご覧ください。田ノ上地内の申請がありました。

特例適用を受けようとする申請人の自宅は田ノ上で、被相続人と同一住所の兼業農家です。申請農地は1筆のみで、自宅から南へ200mに位置しております。

現地を確認したところ、耕うんされている状態であり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。

そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しました。

また、今回の調査内容について西地区でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号については承認とします。 続きまして、30頁をご覧ください。 議案第6号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」です。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第6号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」の説明】 成田でございます。議案第6号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」説明させていただきます。 30頁の45筆の案件でございますが、これにつきましては、令和4年度利用状況調査によって、B分類と判断された筆とその周辺で山林化の進んでいる農地も加えて判定をおこなったものです。児島地区においては令和5年2月13日に、玉島地区においては令和5年3月15日に現地確認を行いました。ともに担当農業委員及び推進委員の計3人で現地確認のうえ判定をいただきました。その結果が3名ともにB判定となりました45筆について「農地法第2条第1項の農地」に該当しない、いわゆる非農地と判断するものであります。 去る4月6日に開催されました倉敷南地区協議会及び4月7日に開催されました玉島地区協議会では、ともに異議なしとのごことでございました。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、45件は承認することに 皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第6号についての、45件は承認とします。 審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第1号から第5号について報告・説明】 大橋です。報告いたします。 31頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、31頁から45頁にかけて2,9件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に46頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、46頁から47頁にかけて7件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に48頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、48頁から55頁にかけて37件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に56頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、56頁から58頁にかけて14件の通知が農業委員会に提出されました。</p>

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に59頁をお開きください。

報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、59頁に2件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。

本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議長

事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号については、すべて確認、了承いただきました。

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

塩津副参事

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

(次回総会の日程案内など連絡)

以上です。

議長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は5月11日(木)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時20分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和5年4月12日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員